

因島水軍ふるさと商品券加盟店 換金手数料取扱規定

1. 基本手数料率

加盟店における商品券換金手数料は、以下の通りとする。

- ・旧因島市内に本店登記のある法人、又は旧因島市内で事業を営む個人事業主：1%
- ・上記以外の法人又は個人（いわゆる大型店等を含む）：3%
- ・特例適用：換金手数料取扱要領に定める要件に該当する事業者：1%

※ここでの「大型店等」とは、旧因島市外資本が事業者として運営する店舗、又は資本金規模が1億円以上の事業者をいう。

2. 特例手数料率

以下の条件を全て満たす加盟店については、換金手数料を1%とする特例を適用する。

- ・因島商工会議所の「議員事業所」であること
- ・旧因島市内に1ヶ所以上事業所を有し、地域経済や商工業の発展に顕著な寄与が認められること

3. 特例認定の手続き

特例適用の可否は、因島商工会議所事務局において審査し、会頭の承認を経て決定する。

4. その他

本要領に定めのない事項については、因島商工会議所の指示に従うものとする。